

行政運営5

市町との連携の強化

【主担当部局：地域連携部】

めざす姿

県と市町の対等・協力の関係づくりや一層の連携強化により、市町では、地域や市町の抱える課題の解決に向けた取組や効率的・効果的な行財政運営が行われています。

平成27年度末での到達目標

分権型社会の実現に向けてこれまで積み重ねてきた取組に加え、市町との連携を強化し、市町の実情に応じた支援をより一層進めることで、市町では、従来にも増して、行政事務の的確な処理、安定的な財政運営が行われています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	県民指標、活動指標ともに目標値を達成していることから「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
市町への権限 移譲事務数(累 計)	/	470 事務	481 事務	1.00	485 事務	485 事務
	465 事務	475 事務	484 事務		/	/
目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	年度末までに権限移譲が確定した1市町あたりの平均権限移譲事務数					
26年度目標 値の考え方	市町との連携をより一層強化し、さらなる権限移譲を進めることで、平成26年度は、平成27年度末までの到達目標値（485）を達成するものとして設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40501 地方分 権の推進 (地域連携部)	県と市町による 全県的な課題の 解決に向けた取 組数(累計)	/	3取組	4取組	1.00	6取組	6取組
		2取組	3取組	4取組		/	/
40502 市町行 財政運営の支援 (地域連携部)	財政健全化計画 策定団体数	/	0市町	0市町	1.00	0市町	0市町
		0市町	0市町	0市町		/	/

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,360	2,220	1,988	1,672	
概算人件費		460	497		
(配置人員)		(51 人)	(54 人)		

平成 25 年度の取組概要

- ① 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」(全県会議)を適切に運営(調整会議2回、検討会議を1つ設置)するなど、市町との連携を一層強化
- ② 権限移譲等にかかる第3次一括法の市町への情報提供を行うとともに、これまでに法定権限移譲された事務の実施状況を把握し、状況に応じた支援を実施
- ③ 「三重県権限移譲推進方針」に基づき、市町の意向を尊重しながら県条例による権限移譲を推進
- ④ 市町における住民自治の取組を支援する地方分権推進アドバイザーを3回派遣
- ⑤ 合併市町に対し、合併市町の新しいまちづくりを支援する市町村合併支援交付金を15市町に交付
- ⑥ 市町の自主的・自立的な行財政運営に関する適切な助言や情報提供を実施

【年間実施結果】

平成 25 年度の成果と残された課題(評価結果)

- ① 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」での議論を通じて、市町との連携を一層強化することができました。検討会議においては、県と市町が情報を共有するなど、全県的な課題の解決に向けて取り組んでおり、引き続き検討を進めることが必要です。
- ② 県から市町への権限移譲については、市町との協議を重ねた結果、景観行政に関する事務が津市に、墓地、埋葬等に関する法律に基づく事務が大台町に、限定特定行政庁への移行に伴う建築基準法等の事務が亀山市に移譲されました。今後も引き続き、市町の自主性・自立性の向上につながるよう、協議を進めていく必要があります。
- ③ 市町村合併支援交付金の交付にあたっては、市町を訪問しニーズを把握することで、市町の実情に応じた支援ができました。平成26年度においても市町のニーズを的確に把握し、適切に交付を行う必要があります。
- ④ 実質赤字等の発生による財政健全化計画の策定団体となった市町はなく、安定した行財政運営が行われていますが、公債費等の経常支出の高い水準が今後も見込まれることから、市町の行財政運営の厳しさが続くことが懸念されています。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【地域連携部 次長 紀平 勉 電話:059-224-2420】

- ① 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」については、引き続き、市町との連携を一層強化するとともに、有意義で効果的な意見交換の場となるよう、適切な運営に努めます。
- ② 県から市町への権限移譲については、市町との協議を重ね、より一層権限移譲を進めていきます。また、国の地方分権改革等の状況について随時情報提供を行うなど、市町との連携の強化を図ります。
- ③ 市町村合併支援交付金の交付対象となる合併市町に対しては、引き続き、ニーズに応じた交付金による財政支援を行います。

- ④ 県は、広域自治体として、市町に対して、地方自治制度、地方公務員制度、地方財政制度等について、必要な助言や情報提供等による支援を行います。また、市町の財政健全化等の取組に対し、必要な支援を行い、市町の行財政運営力の向上を図ります。

* 「○」の着いた項目は、平成 25 年度に特に注力するポイントを示しています。

